

平成28年 8 月29日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

|    |                     |                                             |
|----|---------------------|---------------------------------------------|
| 64 | 熊本城災害復旧事業受託事業者選考委員会 | 熊本城災害復旧事業のうち高度な技術を要するものに係る受託事業者の選考について審議する。 |
|----|---------------------|---------------------------------------------|

別表5の表に次のように加える。

|    |                      |                                        |
|----|----------------------|----------------------------------------|
| 9  | 熊本市立古町幼稚園引受法人選考委員会   | 熊本市立古町幼稚園を民間に移譲するため、引受法人の選考について審議する。   |
| 10 | 熊本市立熊本五福幼稚園引受法人選考委員会 | 熊本市立熊本五福幼稚園を民間に移譲するため、引受法人の選考について審議する。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。